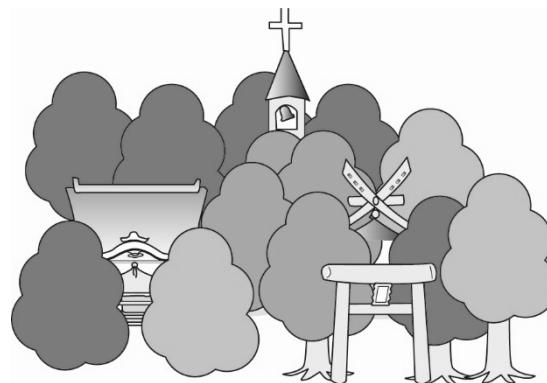


宗教法人の管理運営



1. 所轄庁
2. 宗教法人法の基本的理念と特徴
3. 宗教法人の規則
4. 宗教法人の役員
5. 宗教法人の事務の決定
6. 宗教法人の財務
7. 財産処分
8. 宗教法人の事業
9. 規則の変更
10. 登記と登記に関する届出
11. 事務所備付け書類・帳簿
12. 不活動宗教法人対策等
13. その他

文化庁広報誌ぶんかる
キャラクター「ぶんちゃん」



1. 所轄庁

(1) 所轄庁とは

宗教法人法に基づく事務について権限を有する行政庁

(2) 所轄庁の区分

①都道府県知事

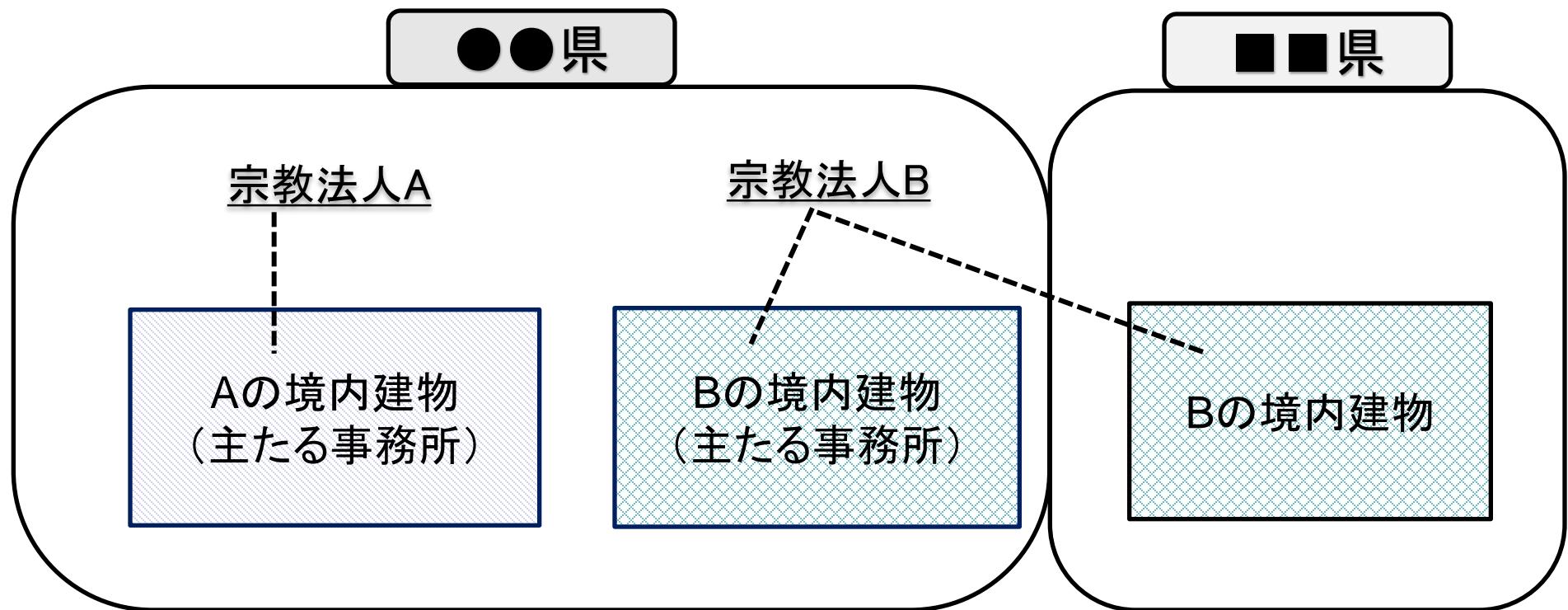
②を除き、主たる事務所の所在地を管轄している都道府県知事が所轄庁となる

②文部科学大臣

他の都道府県に境内建物を備えたり、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人などについては、文部科学大臣が所轄庁となる

所轄庁がどちらであっても、法人の権利・義務に違いはない

- ・都道府県知事が所轄庁となる例・・・宗教法人 A
- ・文部科学大臣が所轄庁となる例・・・宗教法人 B



複数の境内建物があっても、一つの県内に所在していれば、都道府県知事の所轄となる

2. 宗教法人法の基本的理念と特徴

(1) 基本的理念

- ・ 信教の自由の尊重と政教分離の原則
- ・ 聖・俗分離の原則
- ・ 自治の尊重と自律性への期待

(2) 特徴

- ・ 認証制度
- ・ 責任役員制度
- ・ 公告制度

3. 宗教法人の規則(1)

- ◆ 「規則」は宗教法人の管理・運営の根本原則
 - ・ 法人の運営は、規則に従って行わねばならない
 - ・ 実際の運営状況に照らして、必要に応じて、規則を見直す
 - ・ 法人規則を参照できるよう事務所に常に備え付けておく

規則を無視した運営は、法人内トラブルの原因

3. 宗教法人の規則(2)

◆ 現在の「規則」を確認してみる

- 所轄庁から規則変更の認証を受けているか（認証されていない規則で運営されていないか）
→所轄庁の認証を受けた「規則」が有効
特に、何度も規則変更をしている場合には、変更した内容を正しく反映させた規則であるか注意が必要
- 規則と法人のその他の内部規程等との間で齟齬が生じていないか
- 規則と実際の管理・運営が一致していないときは、管理・運営方法を規則に合わせるか、規則変更を行うか、いずれにしても規則と実態を一致させること

◆ 万一、「規則」を紛失してしまったら

- 所轄庁から謄本の交付を受けること

4. 宗教法人の役員(1)

(1) 代表役員と責任役員

- 3人以上の責任役員が必置、そのうち1人を代表役員とする
- 呼称、資格、任免、員数（責任役員）、任期、職務権限は、規則で定めたとおりに運用すること

(2) 代務者

次の場合には、代務者を必ず置かなければならない

- 代表役員又は責任役員が、死亡や事故などで欠けた場合で、速やかにその後任者を選ぶことができないとき
- 代表役員又は責任役員が、病気や海外渡航などで3月以上にわたりその職務を行うことができないとき

4. 宗教法人の役員(2)

(3) 仮代表役員、仮責任役員

- 代表役員は「宗教法人と利益が相反する事項」について
は代表権なし → 仮代表役員を選任

「宗教法人と利益が相反する事項」とは

法人所有の財産を代表役員が個人の立場で購入、代表役員所有の財産を法人に
有償で譲渡、代表役員が法人から金銭の貸付けを受ける、代表役員個人の債務
に法人の財産を担保に供する、などの場合

- 責任役員は「特別の利害関係がある事項」については
議決権なし → 仮責任役員を選任

「特別の利害関係がある事項」とは

法人と責任役員個人の利益が相反する事項のほか、特定の責任役員の人事（解
任）、特定の責任役員が法人の職員として受ける報酬や退職金、法人と特定の
責任役員間の訴訟、などの事項

5. 宗教法人の事務の決定

- ・ 「宗教法人の事務」 = 第三者との取引や、財産の管理など世俗的な業務の全て
- ・ 宗教法人の事務の決定権は、責任役員会にある

代表役員による独断専行の事務運営は許されない！

6. 宗教法人の財務

(1) 財産の管理

財産の管理を通して行う資産、負債の増減の記録、計算、報告

- ・ 土地、建物、預金、現金及び借入金などの管理
- ・ 法人財産の現状把握（法人財産と個人財産との区別、宗教活動とその他の事業との区別）

(2) 予算の管理

予算の管理を通して行う収入・支出の記録、計算、報告

- ・ 日常の収入・支出の会計事務処理

7. 財産処分

◆財産処分等の公告（宗教法人法第23条）

財産処分等を行う場合には、少くとも1月前に公告が必要

- ・ 「不動産の処分」とは、売却、譲渡、交換、放棄、賃貸借（土地は5年、建物は3年を超える場合）、地上権又は地役権の設定など
- ・ 「担保の供与」とは、不動産・宝物に抵当権や質権を設定、又は譲渡担保に供することなど
- ・ 借入又は保証
- ・ 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却、著しい模様替
- ・ 境内地の著しい模様替
- ・ 主要な境内建物又は境内地の用途変更等

財産処分公告

(様式例)

このたび宗教法人「〇〇〇〇」規則第〇条に定める手続を経て、下記のとおり財産を処分することになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
信者その他利害関係人 各位

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
名称 宗教法人「〇〇〇〇」
代表役員 甲野乙郎〔印〕

記

- | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------------------|
| 1 処分する財産
(物 件) | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 | 宅地 100m ² (現在空地) |
| (処分金額) | 総 額 | 1,000万円 |
| 2 処分の目的 | (具体的に記載すること) | |
| 3 処分の相手方 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 | 〇〇産業株式会社 |
| 4 処分の年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 5 処分の方法 | 売 却 | |

掲示するときは、人目に付き
やすい場所に掲示すること

(参考事例) 財産処分等の公告スケジュール

『事務所の掲示場に10日間掲示する』と規則に定められている場合

(1) 責任役員会及びその他の機関の議決等を経る

(2) 公告する

4月 1日 公告開始日

4月 2日 公告開始起算日

↓

4月 11日 公告期間満了日

4月 12日 この日以降に公告を取り外す

(3) 財産処分等する

(据置期間は4月12日より開始)

5月 11日 据置期間終了日

5月 12日 行為開始日

公告の初日及び最終日は1日
中でない限り期間に算入され
ないので、日数不足に注意

掲示期間 10日間

据置期間 1ヶ月

(参考事例) 財産処分等の公告スケジュール

『事務所の掲示場に10日間掲示する』と規則に定められている場合

4/1 公告 開始日	4/2 公告開始 起算日	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7
4/8	4/9	掲示期間 10日間		4/12 公告取り 外し可能 日
		4/10	4/11	5/11 据置期間 終了日	5/12 財産処分 等の開始 可能日

公告の初日及び最終日は1日中でない限り期間に算入されないので、日数不足に注意

○ 公告をしなかった場合どうなるのか

- ・ 「境内建物もしくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物」を処分した場合、その行為は無効
- ・ 代表役員は、法人に対して義務違反の責任を負う

※ 公告をせず無効となる場合でも、

善意の相手方又は第三者に対しては、

その行為の無効をもって対抗できない

「善意」： 宗教法人法や規則で定める手続を行っていないことを知らなかつた（知らなかつたことについての過失が重大でなかつた場合に限る）

「対抗できない」： 宗教法人は、善意の相手方又は善意の第三者に対して、契約の無効を主張できない

8. 宗教法人の事業

- 宗教法人は、公益事業を行うことができる
- 宗教法人は、その目的に反しない限り公益事業以外の事業（収益事業）を行うことができる

事業の規模が宗教法人の規模に比べ、過大でないこと
宗教法人の目的を達成するための業務と矛盾・支障をきたすものでないこと

- 収益事業において収益を生じたときは、当該宗教法人、包括宗教団体又は援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない

9. 規則の変更(1)

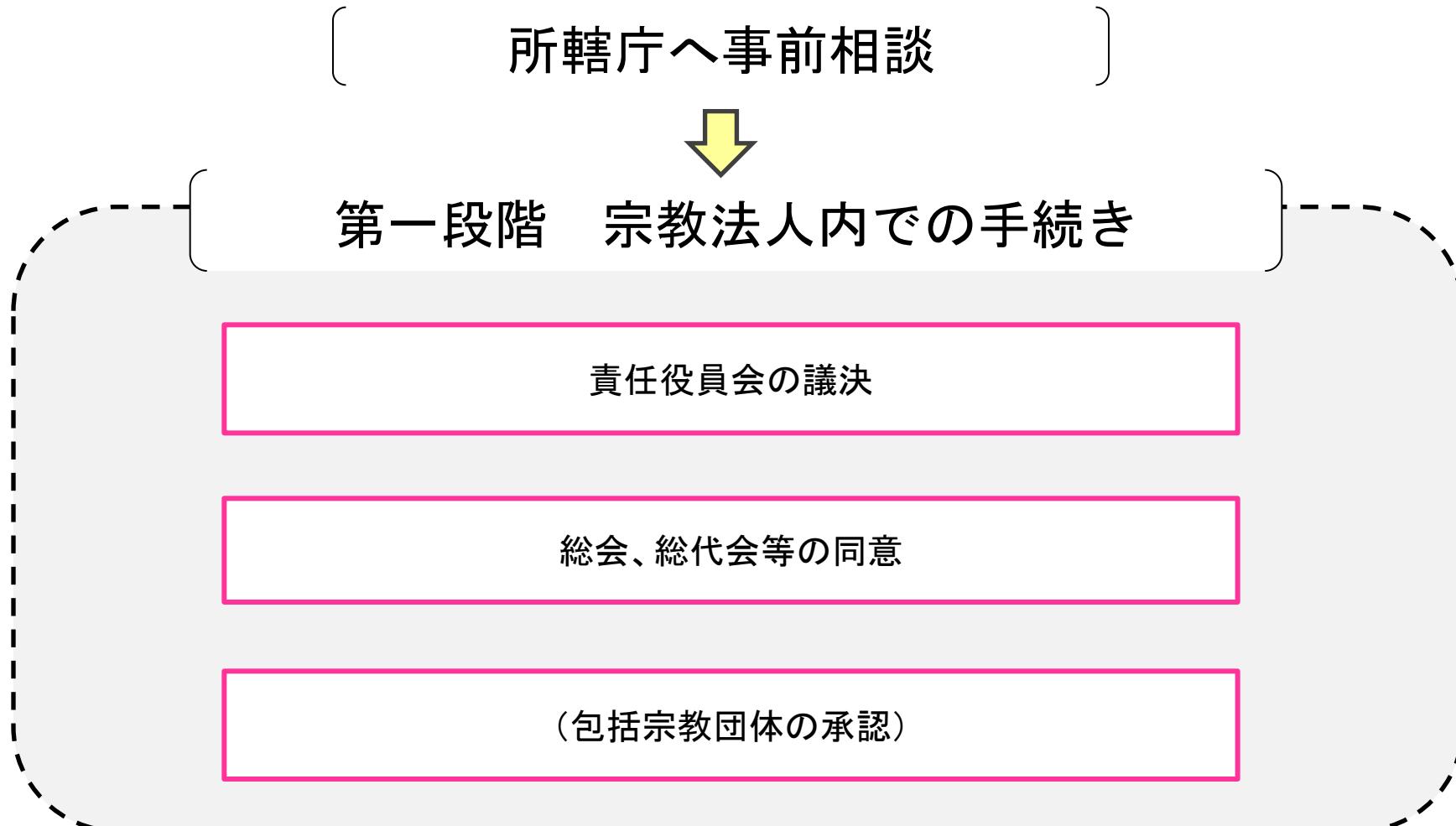
(1) 規則変更の認証申請に必要な書類

- ・ 規則変更認証申請書
- ・ 変更しようとする事項を示す書類 2通（又は3通）
- ・ 規則で定める手続きを経たことを証する書類
責任役員会議事録（写し）など
- ・ 添付資料
施設に関する書類、公告をしたことを証する書類など
- ・ 現行規則

実際の申請にあたっては、規則変更の内容によって添付する書類が異なるので、予め所轄庁に相談すること

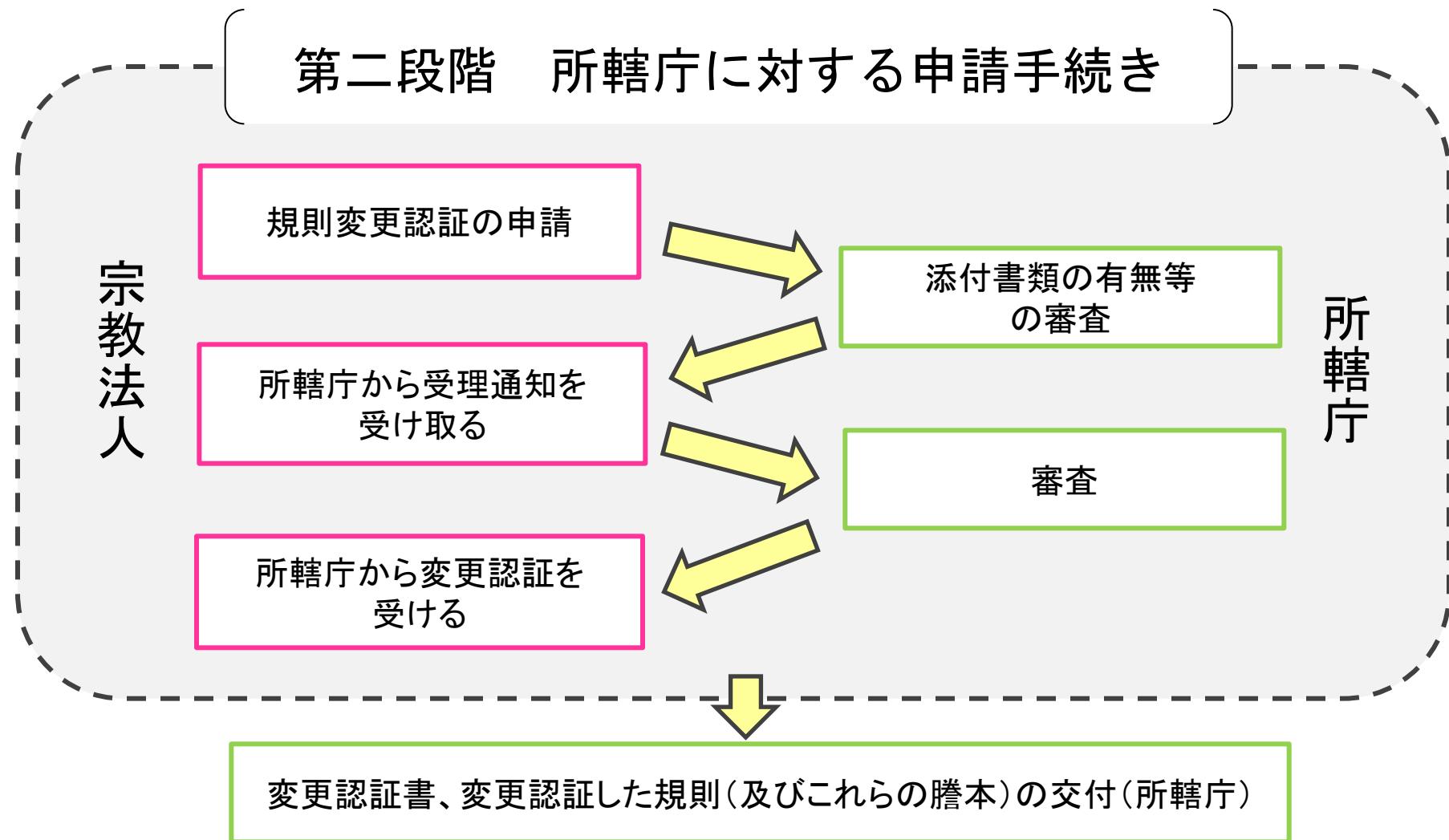
9. 規則の変更(2)

(2) 規則変更の手続きフローチャート 1 / 3



9. 規則の変更(2)

(2) 規則変更の手続きフローチャート 2 / 3



9. 規則の変更(2)

(2) 規則変更の手続きフローチャート 3 / 3

変更認証書、変更認証した規則(及びこれらの謄本)の交付(所轄庁)



認証された変更箇所を反映した規則を作成し、事務所などに備え付け
(宗教法人)

※変更しようとする事項が登記事項に該当するとき

(認証書交付後、二週間以内)



登記所で変更登記を行う(宗教法人)



登記事項変更届を所轄庁へ提出(宗教法人)

9. 規則の変更(3)

(3) 規則変更認証申請において注意すべき点

① 事業開始に関する規則変更

- ・ 事業を実施することが確実な段階であること
- ・ 境内地、境内建物を利用して事業を実施する場合は、必要に応じて、財産処分に関する手続を経ること

② 従たる事務所の設置に関する規則変更

従たる事務所といえるためには

- ・ 宗教法人の主たる目的である宗教活動上必要であって、主たる事務所に準ずる事務体制が必要であり、実際に整備されていること
- ・ 常駐の責任者が置かれ、従たる事務所における事務の決定・執行について、その責任者に一定の権限が与えられ、その範囲内で、事務の決定・執行が行われていること

10. 登記と登記に関する届出

(1) 宗教法人が登記しなければならない事項

登記事項	認証
●設立の場合	
① 目的	要
② 名称	要
③ 事務所の所在場所	要
④ 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人・非宗教法人の別	要
⑤ 基本財産がある場合には、その総額	—
⑥ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	—
⑦ 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る財産処分行為に関する事項を定めた場合には、その事項	要
⑧ 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由	要
⑨ 公告の方法	要

(2) 宗教法人が登記を必要とする場合

登記を必要とする場合	認証
1. 変更の場合	
・ 設立の際に登記した登記事項のうち、①～④、⑦～⑨の事項	要
・ 設立の際に登記した登記事項のうち、⑤及び⑥の事項	一
2. 事務所移転の場合	要
3. 合併の場合	要
4. 解散の場合	要
5. 清算結了の場合	一
6. 礼拝建物及び敷地の登記を希望する場合	一

- ◆ 「認証」欄に“要”と記載している事項については、設立時の規則認証の他、規則変更、合併、解散などに関する所轄庁の認証が先に必要
- ◆ 設立及び上記の登記をしたときは、所轄庁へ届け出なければならない

11. 事務所備付け書類・帳簿(1)

事務所に備え付けなければならない書類・帳簿一覧

書類・帳簿	備付義務	閲覧請求	所轄庁への提出
(1)規則、認証書	○	○	-
(2)役員名簿	○	○	○
(3)財産目録	○	○	○
(4)収支計算書(※)	○	○	○
(5)貸借対照表(作成している場合)	○	○	○
(6)境内建物(財産目録に記載されているものを除く)に関する書類	○	○	○
(7)責任役員会等の議事録	○	○	-
(8)事務処理簿	○	○	-
(9)事業に関する書類(事業を行っている場合)	○	○	○

(※)ただし、①公益事業以外の事業を行わない場合、②年間収入が8千万円を超えない場合、③従来から収支計算書を作成していない場合、にあるときは、作成を免除されている。

11. 事務所備付け書類・帳簿(2)

○信者その他利害関係人（※）から閲覧を請求された場合は、閲覧させなければならない

（※）閲覧することについて正当な利益があり、
閲覧請求の目的が不当な目的でない、
信者その他の利害関係人

○閲覧請求の対象となる書類・帳簿

- 前頁の「書類・帳簿一覧」の「閲覧請求」欄参照

○閲覧請求できる者の具体例

- ・ 宗教法人と継続的な関係を有し、宗教法人の財産基盤の維持形成に貢献している寺院における檀信徒や神社における氏子など
- ・ 宗教法人の管理運営上の一定の地位が規則等で認められている総代など
- ・ 宗教法人と継続的な雇用関係にあり、一定の宗教上の地位が認められている宗教教師
- ・ 債権者
- ・ 保証人
- ・ 包括・被包括関係にある宗教団体 など

11. 事務所備付け書類・帳簿(3)

- ◆ 宗教法人は、**毎会計年度終了後4月以内**に事務所備え付け書類の一部の写しを所轄庁に提出しなければならない
- ◆ 提出しなければならない書類は以下の通り

(24頁「所轄庁への提出」欄参照)

	提出書類	補 足
①	役員名簿	全法人提出が必要
②	財産目録	全法人提出が必要
③	収支計算書	作成義務を免除され、実際に作成していない場合は不要
④	貸借対照表	作成している場合に限る
⑤	境内建物に関する書類	該当法人に限る、財産目録に記載されているものは不要
⑥	事業に関する書類	宗教法人法第6条に規定する事業を行う場合に限る

- ◆ 前年度と書類の内容が変わっていなくても毎年度提出の必要がある
- ◆ 公益事業以外の事業を行っていない宗教法人で、一会计年度の収入の額が8,000万円以内の宗教法人については、当面の間、収支計算書の作成義務が免除されている
- ◆ 書類の写しの提出を怠った場合には罰則も
- ◆ 信教の自由を尊重し、所轄庁へ提出された事務所備付け書類は行政文書開示請求があっても不開示

※存否を明らかにした上で、「内容については不開示」

12. 不活動宗教法人対策等

○ なぜ不活動宗教法人の対策が必要なのか

適正な管理運営が行われないだけでなく、第三者によって法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング、営利目的などの行為に悪用されるなど、さまざまな問題が生じるおそれがある。

○ 従前の不活動宗教法人の判断

宗教法人法に定める解散命令の事由（※下記①～③）を目安に、各所轄庁が判断

- ① 1年以上にわたって宗教活動をしていない
- ② やむを得ない事由がないのに、礼拝の施設が滅失してから2年以上にわたってその施設を備えない
- ③ 1年以上にわたって代表役員及びその代務者がいない

（宗教法人法第81条第1項第2号後段～第4号）



不活動状態にある疑いはあるが、上記の事由に当たる確証が得られないため、
取扱いが曖昧なままにされる法人が発生。結果的に、整理に至らない場合が頻発。

宗務行政の適正な遂行について（概要）

（令和5年3月31日 各都道府県宗教法人事務担当課長宛文化庁宗務課長通知）

- 国会審議も踏まえ、主に以下の事項を各都道府県の宗教法人担当課宛てに要請。
 - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施を徹底すること
 - ・ 不活動宗教法人の把握及びその対応を、これまで以上に迅速に行うこと

1. 事務所備付け書類の提出の徹底について要請

- ・ 宗教法人法第25条第4項に基づき、宗教法人は、事務所備付け書類を毎年度所轄庁に提出する義務がある。法に基づき、**書類の提出がなされない法人には督促を徹底**する。
- ・ 督促を行ってもなお事務所備付け書類が提出されない法人に対しては、法に基づき、**確実に過料の手続を実施**する（不活動が疑われる法人は2. によって対応）。

2. 不活動宗教法人の確実な把握・整理の加速化を要請

- ・ 文化庁において明確化した「**不活動宗教法人の判断に関する基準**※」に基づき、不活動宗教法人に当たるものを迅速に判断し、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進める。

（※連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの、事務所備付け書類を連續して提出しないもの 等）

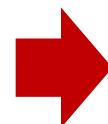
※基準全体は
こちらを参照



○不活動にならないために

不活動状態に陥るきっかけ

- ・礼拝施設が災害等で滅失した後、再建しなかった
 - ・信者等の法人関係者の減少による宗教活動の停止
 - ・代表役員や責任役員が欠員となった後、新たな役員又は代務者を置かなかった
- ・・・特に、法人として意思決定ができなくなり、不活動状態に陥るケースが多い。



法人の現状に合わせて、組織や規則をマメに見直すことが重要。

不活動宗教法人対策の流れ

●法人として維持・存続させる意思があるか

↓ はい

《活動再開》

↓ いいえ

●役員が揃っている又は補充が可能であるか

↓ はい

●合併の相手となる宗教法人があるか

↓ はい

《吸収合併》

↓ いいえ

《任意解散》

↓ いいえ

《解散命令請求》

《清算手続き》

① 活動再開

- ・代表役員や責任役員を欠いている場合は、規則に従って適正かつ速やかに役員の補充など、法人としての組織体制を整えた上で、活動再開
- ・活動再開に当たっては、所轄庁と相談すること
- ・被包括宗教法人の場合は、包括宗教団体にも協力を要請すること

② 吸収合併

- ・役員が揃っている又は規則に従って役員を補充でき、合併の相手方となる宗教法人が存在するとき
- ・合併双方の当事者において、手続きが必要となる
- ・吸収合併された法人の清算手続きは必要ない

③ 任意解散

- ・役員がそろっている場合又は規則に従って役員を補充できるとき
- ・清算人による残余財産の処分等の清算手続きが必要になる

④ 解散命令請求

- ・法人自らで解散することが不可能な状態にあるとき
- ・代表役員、責任役員、包括宗教法人等の利害関係人、所轄庁等が裁判所に解散命令を申し立てることができる

＜不活動宗教法人対策の取組＞

○文化庁ＨＰにおける広報
不活動宗教法人対策に関する情報を集約して掲載

○不活動宗教法人対策マニュアルの充実・改訂
(例) ・任意解散、吸収合併などの手続き
・残余財産の処分に関する留意事項 等

不活動宗教法人対策マニュアル
(改訂)

令和5年12月
文化庁宗務課

宗教法人を悪用したマネロン・テロ資金供与への対策

令和3年8月(FATF第4次相互審査)

FATFは宗教法人を含む非営利団体(NPO)について、
「テロ資金供与のリスクを軽減するための適切な措置を講じていない」と評価
その悪用防止について対応を求められている。

テロ資金供与

テロ行為の実行資金、テロ組織の活動資金等のために、
資金や場所等を収集・提供等する行為

マネー・ローンダリング(マネロン)

犯罪によって得られた収益を、その出所や真の所有者が
分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を
逃れようとする行為

令和6年10月(FATF第4次相互審査第3回フォローアップ報告書)

FATFは宗教法人を含む非営利団体(NPO)について、
リスクに基づくモニタリング状況等は改善されているものの、依然として十分ではなく、
特に宗教法人については、活動しているかどうかだけでしかモニタリングできていないと評価



文化庁における取組

○宗教法人、都道府県担当者への周知

宗教法人が知らない間に悪用されるリスクを低減するため、不活動宗教法人対策会議、都道府県宗教法人事務担当者研修会、宗教法人実務研修会などの機会を捉え、都道府県の事務担当者及び宗教法人に対して注意喚起を行っている。

テロ資金供与に悪用されるリスクを低減するには、宗教法人の理解と協力が不可欠

○非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット（財務省作成）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

皆さんの支援が
テロ組織に
悪用されるかもしれません!

海外では非営利団体(NGO団体、宗教団体等)を悪用して、テロ活動のための資金の調達、後方支援の提供、テロリストへの誘導を行った事例が多数報告されています。
特に海外で活動したり、海外パートナーを持つ団体の皆様は注意が必要です！

身元をなりすましたテロリストが関わるケース

非営利団体 → 支援金・宗教上の寄付 → 海外パートナー・現地ボランティア → 本来の支援対象

休眠状態・活動実態が不明瞭な団体を悪用して合法的な団体を偽装するケース

悪用・乗っ取り → 休眠状態・活動実態が不明瞭な非営利団体／不活動宗教団体 → テロ組織

海外に資金を送るときは、
本来意図した受取人の
受領を確認しましょう。

海外パートナー・現地ボランティアと連携する場合は
その団体や個人がテロリストやテロ活動に
つながりを持っているか確認しましょう。

疑いがある場合は警察や所轄行政庁に相談を！

具体的な対策例

PROPOSED MEASURES 01 海外に資金を送るとき

現金の輸送やハラワ¹等の送金手段は匿名性が高く、最終的な受取人が不透明となりテロ組織に悪用されるリスクが高まります。

可能な限り金融機関の利用を検討し、現金の受け渡しが発生した際は職員が立ち合う等、意図した相手による受取を確認しましょう。

資金移動について、資金の流れを証明する証拠書類(契約書、覚書、受領書、支出費用の明細書など)を確認し保管しましょう。

PROPOSED MEASURES 02 海外パートナーや現地ボランティアと連携するとき

パートナー団体やその職員、受け入れるボランティアがテロリストやテロ活動につながりを持っているか、資産凍結等²の対象となっていないか確認を行いましょう。

その団体や個人の過去の活動実績・事業の実施状況の確認、支援内容についての証拠書類の保存を行いましょう。

パートナー団体の現地規制当局への登録情報や、過去の活動実績について、国際機関や他のNGO団体との契約履歴を確認しましょう。

このようなパートナーは要注意！

- 提案された事業内容が漠然としている。
- 主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。
- 異常なレベルの守秘義務を求めてくる。
- 未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が提案に含まれている。
- 現金での支払いを求められる。パートナー名義でない団体への振り込みや、振込なく、事業も行っていない団体への振り込みを求められる。

FATF³基準に則った各所轄省庁による取り組みをホームページに掲載しています。

特定非営利活動法人(内閣府政策統括官(共生・共助担当)付参事官(供助社会づくり推進担当))

公益法人(内閣府公益法人行政担当室)

学校法人(文部科学省 高等教育局私学部私学行政課)

FATF・日本のマネーローンダリング・テロ資金供与・洗浄金融対策について(財務省)

1.中東、北アフリカ、カシミール地方で一般的に利用されているモヒンガ船の略称

2.財務省では日本在留者未登録者等の対象にリスト化しておられます。https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/outline/outline_citizen/list.html

3. Financial Action Task Forceは金融機関の間で、マネーローンダリング・テロ資金供与・洗浄金融対策についての取組を促進する国際組織

13. その他

(1) 法令改正関係

①拘禁刑の創設について

- ・令和4年6月13日に、懲役と禁固の両刑を一元化し、
拘禁刑を創設する改正刑法が成立。令和7年6月1日に施行された。
- ・法律の施行後に、役員の欠格事由である「禁固以上の刑」が、
「拘禁刑以上の刑」に変更される。

【改正後】宗教法人法における役員の欠格について

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員、又は仮責任役員となることができない。

- 一 未成年者
- 二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

②会社法改正等に伴う従たる事務所の所在地における登記義務の廃止について

- ・会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)が、令和元年12月4日に成立し、同11日に公布。
- ・会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第334号)に令和4年9月1日施行と規定。

1 従たる事務所の所在地における登記義務の廃止

2 従たる事務所の設置、移転又は廃止など登記事項に変更がある場合は、主たる事務所の所在地を所轄する法務局において登記を行う。

(2) 申請に係る押印等について

- ・政府の書面提出や押印等の制度・慣行の見直しに沿って、文化庁宗務課より、令和3年1月5日付け「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて」の事務連絡を文部科学大臣所轄の宗教法人宛に発出した。
宗教法人法においては申請に押印等を求めている手続きはないため、文化庁宗務課として、申請等に押印等を求めないことにしている。
- ・ただし、都道府県知事の所轄によっては、押印等の取扱いが異なる場合もあるため、事前に所轄庁に相談されたい。

【参考周知】

宗教法人法に規定される届出に係る登記事項証明書添付の省略及びメール提出について

- ・文化庁では、文部科学大臣所轄の法人について、政府の登記情報連携システムを利用し、宗教法人法の条文記載の届出については、登記事項証明書の添付を省略し、文化庁にメール等で届出(文書かがみは、文化庁HP掲載の専用様式を利用のこと)の提出を可としている。
- ・令和3年10月から実施済。
登記に関する文化庁提出アドレス（受信専用） teisyutu-hojin@mext.go.jp
- ・都道府県の利用については、政府内で検討等実施中。

「宗教法人のための運営ガイドブック」を ぜひ御活用ください！

宗教法人のための
運営ガイドブック



【文化庁ホームページから】
PDFデータを公開していますので、
ダウンロードしてご利用ください。

宗教法人 ガイドブック



【冊子がほしい場合】
文化庁宗務課までご連絡ください。
TEL:03-5253-4111

※内容は文部科学大臣所轄法人向けですが、都道府県知事所轄法人も参考にご覧ください。
※各都道府県でも同様のガイドを作成している場合もありますので、各都道府県へご確認ください。

御清聴ありがとうございました。



◎ 文化省 <https://www.bunka.go.jp/>
